

**虚偽の新聞記事の掲載等に対し、「国民的人格権・名誉権」及び「知る権利」が侵害されたとして、謝罪広告と損害賠償を求めた事例**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 平成28年7月28日  
【事件番号】 平成27年（ワ）第1837号、平成27年（ワ）第8195号  
【事件名】 損害賠償等請求事件  
【裁判結果】 棄却  
【参照法令】 民法709条・723条、憲法13条・21条  
【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25534768

**事実の概要**

本件は、朝日新聞社が虚偽の記事を同社の新聞に掲載したことにより、原告らの「国民的人格権・名誉権」あるいは「知る権利」を侵害したとして、また、記事が誤報であることが発覚したにもかかわらず長い間訂正されなかったことにより、原告らの上記各権利を侵害したとして、民法723条に基づく謝罪広告の掲載と、民法709条に基づく慰謝料として原告ら1人当たり1万円を求め、さらに不法行為の日の後、各事件訴状送達の日翌日から各支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を求めた事案である。

被告の朝日新聞社は、同関連記事につき、平成26年8月5日の朝刊で、戦時中、韓国済州島において女性を慰安婦にするため無理矢理連れ出したとする亡吉田証言を虚偽として取り消し、同年12月23日には、「挺身隊の名で戦場に連行された」とする部分を訂正し、加えて記事5（目録番号）のほか、1本の記事を取り消している。

**判決の要旨**

請求棄却。本判決は6つの争点からなる。本稿では、3つの争点、(1) 本件各記事を掲載したことによる不法行為、(2) 本件各記事を訂正しなかったことによる不法行為、(3) 知る権利の侵害の有無、を取り上げる。

**1 国民的人格権・名誉権の侵害の有無  
——本件各記事を掲載したことによる  
不法行為について**

「(1)……このような本件各記事の当該部分は、

一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した場合、旧日本軍が多数の朝鮮人を朝鮮半島から連れ去り、特に朝鮮人女性に対しては組織的に性的自由を蹂躪して生命をも脅かすという非人道的な行為をしていたという印象を与え、このような被害を受けた者に対して日本政府が不当な対応をしているという印象を与えるものと解される。」

「(2) しかしながら、名誉毀損とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害することをいうと解されるところ、本件各記事は、吉田証言や元慰安婦であるという女性の体験談等の紹介を通じて約70年前の第二次世界大戦中の旧日本軍の朝鮮半島における非人道的行為を報じ、その被害者に対する日本政府によるいわゆる戦後補償が不十分であることを示唆するものであるが、その報道・論評の客体は、当時の旧日本軍ひいては大日本帝国ないし日本政府であり、原告らを始めとする特定の個人々人を対象にしたものではない。そうすると、本件各記事の掲載により、原告ら個人々人について社会から受ける客観的評価が低下するという道理はないのであり、またそのような事実を認めるに足る証拠もない……から、原告らの名誉が毀損されたということはできない。」

「(3) ……原告らが国民的人格権・名誉権の根拠としていると思われる憲法13条は、その前段で個人の尊厳原理を定め、後段はこれを受けて幸福追求権として、人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で重要な権利、自由を包括的に保障するものと解されるのであり、旧日本軍の行為について誤った内容の報

道がされたことにより大日本帝国又は日本政府に対する批判的評価が生じることがあるとしても、このような個人に保障される人格権等を侵害すると解することには飛躍があり、上記のような報道をもって当該国家に属する国民の憲法 13 条で保障される人格権等を侵害するものと解することはできないというべきである。」

## 2 国民的人格権・名誉権の侵害の有無

### ——本件各記事を訂正しなかったことによる不法行為について

「(1) 原告らは、被告は少なくとも平成 5 年 1 月の段階で本件各記事を訂正すべき義務があったのにこれに違反したとし訂正義務の根拠として本件倫理綱領を挙げる。

しかしながら、……本件倫理綱領は一般社団法人日本新聞協会の綱領であって、これに属する各新聞社が遵守あるいは尊重すべきものであるとしても、各新聞社の一般の国民に対する法的義務を基礎付けるものということとはできない。」

「(2) また、原告らは、報道によって人の名誉、信用を結果的に毀損したときには、新聞記者及び編集者等に過失がなかった場合でも報道内容を訂正すべき義務があることを根拠付けるものとして東京高裁昭和 54 年 3 月 12 日判決を挙げるが、……本件各記事が原告らの国民的人格権・名誉権を侵害したということとはできないから、被告が、本件各記事について上記訂正義務を負うということとはできず、不法行為責任を負うと解することはできない。」

### 3 知る権利の侵害の有無について

「(1) 原告らは、被告は、昭和 57 年 9 月 2 日以降本件各記事をもって虚構の吉田証言を繰り返し報道することにより真実報道義務に違反し、また、本件各記事の誤報について訂正義務を怠ったことにより、国民の知る権利を侵害した旨主張する。」

「(2) そこで検討するに、……国民は、表現の自由(憲法 21 条)が保障されている社会の下では、特定の媒体からの情報のみならず様々な媒体からも情報を取得することができ、特定の媒体の報道の真実性については他の媒体からの情報をも踏まえて判断することができるのであり、また報道機関自体が憲法上表現の自由の保障を受けるべき者であることに照らすと、報道機関に対して真実を報道するという作為を求める権利を当然に有する

とか、報道機関が一般的に国民に対して誤った情報を訂正して真実を知らせる義務を当然に負っていると解することはできない。

そうすると、被告が報道機関であるという一事をもって、原告らとの個別の関係性を問うことなく、原告らを始めとする日本国民一般に対し、原告らの被告に対する真実を報道する作為を求める権利を認める法的根拠は見出し難く、被告が事実と反する報道をすることそれ自体により直ちに不法行為責任を負うと解することはできない。また、被告が本件各記事を掲載した後これを訂正しなかったからといって、原告らが被告以外のマスメディアから情報を取得することを妨害したとはいえないから、原告らの情報収集の自由が害されたと認めることもできない。」

## 判例の解説

### 一 はじめに——原告の主張・請求の特徴について

本件は民法上の不法行為に基づく名誉毀損訴訟であるが、第 1 事件と第 2 事件を合わせて約 2 万 5 千人の原告からなる集団訴訟である<sup>1)</sup>。原告の主張の特徴は、被告・朝日新聞社の従軍慰安婦に関する虚偽の記事につき、同記事の掲載と、長期にわたりその訂正が行われなかったことが、原告らを含む日本国民の「国民的人格権・名誉権」と「知る権利」を侵害した、とすところにある。また、同記事の訂正がすみやかに行われなかったことは、被告が加盟する日本新聞協会の「新聞倫理綱領」に違反するとし、さらに、これまでの裁判例(東京高判昭 54・3・12 判時 924 号 55 頁)を示して、「新聞記事に誤報があったことが発覚したときは、新聞社はその誤報を訂正する義務を負うものとされている」と主張し、訂正を怠ったことによる被告の責任を問題とする。

また、原告は、この訂正義務・責任について、「早期に誤りを訂正する法的義務」が発生していると捉え、「これを果たさない場合は、国民の知る権利を侵害するものとして違法である」と主張する。

本件は、このように、日本国民の「国民的人格権・名誉権」と「知る権利」、さらには新聞業界の自主倫理規定を根拠に、名誉毀損に関わる謝罪広告、損害賠償の請求を行っているところに特徴がある。また、わが国の外交課題でもある「従軍

慰安婦問題」と深く関わり、現行の名誉毀損法理からは必ずしも答えが出てこない内容を含んでいる。

## 二 民法上の名誉毀損成立の要件について

名誉が侵害された場合（名誉毀損）の民事上の救済手段としては、民法 709 条による損害賠償や、723 条に基づく原状回復請求が認められている。同 709 条に基づく不法行為の成立要件は、①権利侵害、②故意・過失、③損害の発生と、④侵害と損害の因果関係の存在である<sup>2)</sup>。民法上保護される名誉の意味は、刑法 230 条の場合と同様、人（法人を含む）の社会的評価であり、「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価」（最二小判昭 45・12・18 民集 10 卷 8 号 1059 頁）である。この社会的評価を低下させることが名誉毀損となる。民法上は、刑法のように事実を摘示しなくても、意見・論評によって名誉毀損となる場合がある。また、刑法と同様虚名も保護される。

民法上の名誉毀損が成り立つためには、問題となる表現が他者に伝達される必要がある。ただし、必ずしも「公然」性は要求されない。また、問題のある表現がある特定人に関するものであることが求められる。この点については、名誉毀損が大きな集団・団体に向けられ、特定の個人を同定することが難しい場合は、その集団等の個々の構成員に対する名誉毀損は成立しないと考えられる。さらに、不法行為責任が発生するためには、故意・過失の存在が必要である。マスメディアによる名誉毀損の場合、特に過失については、免責要件の一つである事実の「真実性」（あるいは真実相当性）の判断に際して、不注意に誤った記事や不正確な記事を掲載したかどうか、などを問うかたちで顕在化してくる。加えて、民法上の不法行為の成立には損害の発生との因果関係が必要であるが、名誉毀損の場合、名誉、すなわち「人の社会的評価」の低下につき、その危険性が生じたことで、不法行為は成立することになる<sup>3)</sup>。

## 三 原告の主張する「国民的人格権・名誉権」について

さて、本件において原告が主張する日本国民の「国民的人格権・名誉権」は、原告の名誉、社会的評価を保護するものとして認められ、同権利

に基づく謝罪広告の掲載と慰謝料の請求の原因となるものであろうか。原告は、その「国民的人格権・名誉権」を根拠にした名誉権等につき、「被告の一連の虚報により、旧日本軍の将兵たちは、……犯罪集団であると汚名を着せられ、原告らを含む誇りある日本国民は、……その子孫との濡れ衣を着せられ、筆舌に尽くし難い屈辱を受けている。それにより、日本国及び日本国民の国際的評価は著しく低下し、原告らを含む日本国民の国民的人格権・名誉権は著しく毀損された」と主張し、さらに「集団的名誉毀損」について、「集団を構成する個々人の人格的尊厳と密接に結びつき、その中核を形成しているアイデンティティに関わる事実が虚偽の報道によって不当に貶められたり、誤った風評となって個々人の生活に具体的な損害を生じさせたりしたような場合には、（被告の）不法行為責任を免責する必要はない」と述べている。

原告の国民（日本人）としてのアイデンティティの問題は、確かに名誉感情をあらわすものとしては主張のコアとなりうるものであるが、現行法制は、上記のように、民法上の名誉毀損の成立要件をかなり限定している。原告の主張する「国民的人格権・名誉権」は、ナショナリズムを背景とした、ある種虚構性をともなう「国民国家」の存在を、前提にしているように思われる。

名誉毀損的表現が仮に一国を単位とした集団に向けられる場合、同集団の中の特定の個人を同集団に対する名誉侵害と具体的に結び付けて考えることは難しく、同集団に対する名誉毀損等がその「国民的人格権・名誉権」の担い手である個々人に具体的な損害を与えていると判断することは極めて難しいといわなければならない。

今日の「国民国家」が世界のグローバル化と、一方で国内の「地域化」の波によって揺らぎを見せ、意見の多様化と多様な価値観の存在が前提となっている現代社会<sup>4)</sup>において、果たして原告のこのような名誉権等の主張が、今日の名誉毀損の法理を根拠に、裁判の場で議論として成り立ちうるのか、残念ながら筆者には理解しにくいといわなければならない。

## 四 国民の知る権利とメディアの訂正義務について

本件原告は、記事の訂正が長い間放置されたこ

とが、不法行為を構成し、原告の名誉を毀損すると主張する。そして、その根拠として、「知る権利」と「新聞倫理綱領」の存在をあげる。しかし、これらについても、裁判所が述べるように、原告のいう意味での「知る権利」は「表現の自由（憲法 21 条）が保障されている社会の下では、特定の媒体からの情報のみならず様々な媒体からも情報を取得することができ、特定の媒体の報道の真実性については他の媒体からの情報をも踏まえて判断することができる」ことを可能にし、また、「新聞倫理綱領」についても、これは新聞経営団体の自主的な倫理規定であり、「これに属する各新聞社が遵守あるいは尊重すべきものであるとしても、各新聞社の一般の国民に対する法的義務を基礎付けるもの」とはいえず、各メディアの自主規制に俟つべきものである。

国民の「知る権利」は、憲法上の基本原則である国民主権とセットで、わが国の民主主義を維持発展させる機能を持つものであるが、その効力は具体的な法律の制定を待ってより力を発揮するものである。原告は、現段階では、その主張する「知る権利」を、新聞記事の訂正義務（あるいは同義務に基づく損害賠償請求等）に直接、接続できないとしても、メディアへのアクセス権・反論権（意見広告や（可能であれば名誉感情の保護を中心にすえた個人々々に対する人格権侵害の主張に基づく）民法 723 条を根拠にした反論権）等を主張することによって、内実のある効果を得ることは可能ではないかと考える。

他方、メディアの社会的役割を重視する観点からは、虚偽の記事といえども、記事の取り消し・訂正を「国民一般」の立場から求めることは、国による「メディアの表現の自由」への介入をよびこむ可能性をそこには孕み、難しい要求といわざるをえない。

## 五 おわりに——名誉毀損訴訟を手段としたメディアへの圧力とメディアの報道の自由に新たなバランスを

本件のように、今後ネット社会において多数の原告を募って、「国民的人格権・名誉権」あるいは「知る権利」を根拠に、マスメディアの報道に対する名誉毀損訴訟が提起される可能性が出てくることを考えると、メディアの報道の自由に対する「萎縮効果」の問題が改めて問題になってくる。

メディアの表現の自由・報道の自由は、私たちが社会において情報豊かな主権者となるためには欠かせないものであり、この意味では、本件のような圧倒的な数の原告団による名誉毀損訴訟を手段とした損害賠償請求等、メディアへの圧力とメディアの報道の自由のバランスを図るためにも、今日メディアに認められる名誉毀損の免責三要件（相当性要件も含む）における举证責任の原告への転換と、米国で認められている現実的悪意の法理の導入等が、わが国においても強く要請されるといえる<sup>5)</sup>。

### ●——注

- 1) 朝日新聞を糺す国民会議のホームページを参照。集団訴訟の例としては、1万人の原告によって提起されたNHKスペシャル「シリーズ JAPAN デビュー」がすでに存するが、2016年1月21日の最高裁第一小法廷判決（平成26年（受）第547号）によって、最終的に請求棄却となっている。
- 2) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2013年）172頁以下など参照。刑法上の名誉毀損罪については、前田雅英ほか『条解刑法〔第3版〕』（弘文堂、2013年）674頁以下などを参照。
- 3) メディアとの関係を念頭においた「名誉毀損法の基本的な枠組み」（民事名誉毀損法）については、松井茂記『表現の自由と名誉毀損』（有斐閣、2013年）11頁以下を参照。その他、佃克彦『名誉毀損の法律実務〔第2版〕』（弘文堂、2008年）などがある。
- 4) 国民国家の「相対化」や揺らぎについては、樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、1994年）141頁以下や石川晃司『国民国家と憲法』（三和書籍、2016年）42頁以下などを参照。
- 5) これらの問題については、松井・前掲注3）書や山田隆司『名誉毀損——表現の自由をめぐる攻防』（岩波新書、2009年）、阪本昌成『「現実的悪意」（Actual Malice）ルールの背景にあるもの——民事名誉毀損と表現の自由との調和』近法61巻2＝3号（2013年）301頁以下を参照。さらには、不法行為理論における「公共的性質をもつ共同体的権利」に関する考察も注目していく必要がある（潮見・前掲注2）書40頁以下を参照）。  
本件は、今日、米国州法等において規制の対象となっているスラップ訴訟とは少々異なるが、マクロ的にはこうした流れの中で検討されるべき課題を含んでいる。スラップ訴訟については、「特集／スラップ訴訟」法セ741号（2016年）を参照。